



篠まち第 1 号
平成 27 年 8 月 27 日

篠山市監査委員 畠 利 清 様
篠山市監査委員 恒 田 正 美 様

篠山市長 酒 井 隆



平成 26 年度定期監査結果にかかる措置について（通知）

平成 27 年 3 月 20 日付け篠監査第 81 号にて提出された定期監査結果報告書に基づき、地方自治法第 199 条第 12 項に基づき、下記のとおり措置を講じましたので報告します。

記

- 1 措置を講じた部署 まちづくり部
- 2 監査結果報告名 定期監査報告書（まちづくり部）
- 3 監査結果提出日 平成 27 年 3 月 20 日（篠監査第 81 号）
- 4 措 置 状 況 別紙のとおり

まちづくり部 定期監査報告書に記載の監査意見と措置報告
(篠監公表第5号 平成27年3月20日)

1 地域整備課

定期監査報告書15ページ

監査意見要旨	インフラ資産の計画的な修繕を行うとともに適宜長寿命化計画の見直しを行い安全性の確保に努めること
講じた措置	平成23年度に策定した長寿命化修繕計画に基づき、落橋の恐れがある橋りょうや、早期に修繕が必要な橋りょうについては、年次計画を持って修繕工事を行っている。 長寿命化修繕計画については、平成25年9月の道路法等の改正により、予防保全の観点から国が定める統一的な定期点検要領が平成26年6月に策定され、5年に一回の頻度で、近接目視により点検を行うことが規定されたことにより、今後計画的な点検の実施を行い、安全性の確保に努めます。

2 地域計画課

定期監査報告書15ページ

監査意見要旨	①市営住宅使用料（家賃・駐車場）の収入未済額について、引き続き長期・高額滞納者に対する厳正な措置を講じられたい。
講じた措置	市営住宅明渡し請求を実施したにも関わらず退去されない案件について、平成26年12月議会において、住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いを求める訴訟の提起に関する議決があったため、神戸地方裁判所柏原支部へ提訴、第1回口頭弁論において被告が本件請求を認諾したため、仮執行宣言付の債務名義を取得 なお、本件被告については自主退去の意向を示し、明渡し手続き中 その他、明渡し請求の実施による成果として、自主退去1件、滞納解消1件（1,816,600円納付）
監査意見要旨	②設置から長期間が経過し、老朽化したまま放置された広告物等について、適切な措置を講じるよう管理者に対して指導されたい。
講じた措置	設置から長期間が経過した屋外広告物について、平成27年3月に安全点検の実施とその結果報告を依頼しました。報告のあったものの中で異常のあった屋外広告物については、順次改修されているところです。 また、市広報及び市ホームページにおいて、屋外広告物の安全管理について呼びかけを行いました。